




INTERNATIONAL MEDICAL  
INTERPRETERS ASSOCIATION  
Leading the advancement of professional interpreters

国際医療通訳者協会（IMIA）は、医療通訳者のための倫理規程を多言語に翻訳するにあたり、日本語版を無償で提供して下さった  財団法人 日本国際協力センター（JICE [ジャイス] <http://sv2.jice.org/>）に深く感謝するとともに、国際協力の一翼を担う JICE の益々のご発展とご活躍をお祈り申し上げます。

1987年制定  
2006年改正

## IMIA 倫理規程

国際医療通訳者協会（IMIA: International Medical Interpreters Association）は、他の機関に先駆けて、特に医療通訳者の行動に関する倫理規程を策定した。それ以来、各種の倫理規程が定められている。倫理規程を設けることは、医療通訳者がその専門的職業人としての水準を維持するために必要不可欠であり、これによって、この専門サービスの享受者に対して、説明責任および業務責任を果たすと同時に、信頼を得ることが可能となる。

1. 通訳者は、業務上知り得た一切の情報に関する守秘義務を有する。
2. 通訳者は、発話者の発話内容および意図を最も正確に伝える言語および表現方法を使用する。
3. 通訳者は、自らの専門技能、言語能力、または訓練水準のいずれかを超えた業務を引き受けない。
4. 通訳者は、自らの家族または個人的に関係のある人物の影響により公平性を保てない場合、業務を引き受けない。
5. 通訳者は、自らの意見を差し挟んだり、患者に助言したりしない。
6. 通訳者は、当該資格を持たない限り、医療サービスの範囲を超えた事項に係る通訳行為を行わない。
7. 通訳者は、患者の権利を擁護する役割、および情報伝達のために適切かつ必要な場合に限り、専門的な判断力で、異文化間の仲介者として医療提供者と患者に文化の違いや慣行を説明する役割を担う。
8. 通訳者は、医療提供者、患者、医療通訳者という三者の関係において、会話の流れの妨げとならないように、目立つことなく巧みなタイミングで通訳を行う。
9. 通訳者は、言語および医学用語の知識を絶えず向上させるよう努める。
10. 通訳者は、可能な場合、一連の教育プログラムに参加する。
11. 通訳者は、専門職の水準および行動の規範に関する最新情報を保持するために、関連専門機関との連携の保持に努める。
12. 通訳者は、その立場を利用して依頼元から恩恵を被らない。

医療通訳者の行動に関する倫理規程を初めて定めた団体である IMIA の会員は、通訳者としてのプロ意識および倫理観に基づいた行動において高度な水準を保持している。こうした行動規範の中核となるものが、上記の 12 項目である。これらの理念は、全人格的に専門職として行動するための指針とみなされるべきものである。業務規程または倫理規程に従わない会員は、以下に引用する付随定款の定めるところにより、協会から除名される場合がある。

### IMIA 付随定款 第 4 節

- C. 会員が、協会の付随定款または業務規程のいずれかに従わない場合、協会を法的または職業的危険にさらす可能性のある活動に従事する場合、あるいは協会の財産または資産を故意に悪用する場合、協会の審議委員会は委員会の 3 分の 2 以上の賛成をもって当該会員を除名することができる。当該会員は、明確な除名通知を受け取り、返答に要する適切な時間が与えられ、審議委員会の席で本格的な審問を受けるまでは、いかなる処置も施されないものとする。
- D. 協会から認定を受けている、または協会に席を置いていると、虚偽を述べたり暗に示したりすることは除名の根拠となる。

\* 会員の方は、Web サイト (<http://www.imiaweb.org/about/bylaws.asp>) で付随定款の完全版を閲覧できます。